

[事案 29-341] 年金受取方法遡及変更請求

・平成 30 年 8 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

誤って年金受取方法を選択したことを理由に、年金受取方法の遡及変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 11 月に契約した変額個人年金保険について、据置期間満了に伴う請求時、終身年金での受取りを請求したが、その選択は記入ミスによるものであるため、本来選択しようとしていた年金原資の一括受取に、受取方法を変更してほしい。

<保険会社の主張>

年金支払開始後の年金種類の変更は認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、請求書記入時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、諸事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。